

危機管理統括部 危機管理課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 危機管理統括部 危機管理課

対象年度 令和5年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年5月8日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

危機管理統括部危機管理課の主な業務内容及び職員数（令和6年4月1日現在）は、次のとおりである。

【危機管理課】

危機管理統括部 職員1人	(1) 危機管理対策に係る企画及び調整に関すること。
	(2) 防災会議及び地域防災計画の総括に関すること。
危機管理課 職員3人 会計年度任用5人	(3) 国民保護協議会及び国民保護計画の総括に関すること。
	(4) 水防に関すること。
危機管理企画グループ 職員5人	(5) 防災に係る応援協定に関すること。
	(6) 災害対策本部に関すること。
	(7) 防災訓練及び防災意識の普及に関すること。
地域防災支援グループ 職員6人	(8) 防災情報及び災害情報の収集及び提供に関すること。
	(9) 自主防災組織に関すること。
	(10) 水難救護法に基づく拾得物の保管に関すること。
	(11) 災害対策基本法、水防法その他災害関係法令の事務の総括に関すること。

	(12) 部及び課の庶務に関すること。
--	---------------------

(職員 15 人、会計年度任用職員 5 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 公有財産や備品の管理が適切に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、公有財産管理、物品・備品管理、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 9 人のうち、1 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準（*1）を上回る時間外勤務を行っており、また 6 人が年間 360 時間を超える時間外勤務（*2）を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

職員の心身の健康管理について、所属長はサポートを心がけ、コミュニケーションを取るなど、十分配慮すること。

(3) 公有財産や備品の管理が適切に行われないリスク

◆公有財産や備品を市内に多数所管しているが、維持管理は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

危機管理課は、主に防災対策として、防災備蓄倉庫などの公有財産や備品を市内各所に所管しており、膨大な保管数がある。

令和5年度の公有財産・備品の確認について、所属長による抽出実査は行われていたが、全体の実査は行われていなかった。また、各自主防災組織への「防災・水防倉庫管理業務委託」の成果品として各地区防災倉庫の備品等の確認結果が提出されていた。危機管理課としては、防災備蓄倉庫の備品管理は、委託における備品確認と職員の実査による確認を組み合わせることにより、効率的で有効な備品管理に努めるとしており、委託による確認結果と職員の実査結果と併せて集約管理していく必要がある。

指 摘

所属で所管する公有財産・備品について、1年間における具体的な確認数量や、全体を対象とする確認の完了目標などを明確にした実査計画を作成し、確実に実査を進めること。

意 見

災害時に適切な備品が配備されている状況を確保するため、精度の高い備品実査を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 事務処理誤りの再発防止について【合規性の視点】

事務処理誤りの件数が多く、過去の監査から同様の傾向が見受けられる。根拠法令を確認するなど十分に検証を行い、再発防止策を確立すること。

② 補助制度の変更について【合規性の視点】

地区防災組織活動補助金制度の変更は、全市的に影響も大きいことから、変更の根拠について説明責任を果たすとともに効果的な活用に資するよう努めること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 災害を意識した人員配置について【有効性の視点】

大規模災害発生時には、あらゆる課題を想定し、知識・経験に基づき各部局への指揮命令の発動が必要である。技師のみならず、消防・自衛隊等多岐にわたる人材を擁しつつ、地区の実情を把握して緊急対応に当たる必要があることから、所属職員のみならず部長についても、一定の在任期間の確保が可能となるよう、必要に応じて人事当局に働きかけること。

③ グループ制導入の効果について【効率性の視点】

令和4年度よりグループ制を導入している。導入の効果として、グループごとの業務分担が明確になり、業務の効率化に加え、住民ニーズの把握も充実したとのことである。大規模災害時においても危機管理課が有効に機能するよう、グループ間の連携を含め、今後も継続して組織のあり方について検討していくこと。

④ 業務継続計画（BCP）の有効性について【有効性の視点】

業務継続計画（BCP）について、令和5年度に実施した図上訓練の内容を反映するとともに、非常時優先業務の内容等について、訓練等を実施しながら継続的に改訂していく予定とのことである。改訂にあたっては、全部局の非常時優先業務の内容やその有効性を十分検証するとともに、四日市市災害時受援計画とも十分に整合を取り、実効性の高い計画とすること。

⑤ 能登半島地震における本市職員派遣結果の検証について【有効性の視点】

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、本市は、医師、消防職員等の専門知識・技術を有する職員、さらに避難所運営等のため一般職員等の短期派遣（令和6年6月まで）を行った。本市が被災した場合に備え、今回の派遣の結果について、

三重県からの報告も参考に十分に検証を行うとともに、検証結果の四日市市災害時受援計画への反映も検討すること。

⑥ 災害対策における設備・システムの整備について【有効性の視点】

ア 組み立て式の給水タンクの整備を令和５年度から３年間で計画しているが、全市に災害が及ぶ可能性がある喫緊の課題であるため、早急な整備を検討すること。

イ 危機予測情報システムについて、先進他都市の事例も研究し、導入について検討すること。

⑦ 事前防災の統括について【有効性の視点】

頻発する浸水災害に対して、一度にハード整備による対策は困難であるため、現状の施設等の能力を最大限に有効活用を図ると共にソフト事業の充実をはかる必要があることから全庁的取り組みのリーダーシップを図ること。

⑧ 災害防止策の協議の場設置について【有効性の視点】

一定規模の宅地開発等について雨水貯留槽の設置を必須にするなど、災害の未然防止につながる策を関係部局と協議の場の設置を検討すること。

⑨ 大規模災害時の混乱回避について【有効性の視点】

タイムラインを設定しているが、大規模災害時には必然的に混乱が生じるので、住民の混乱する時間を可能な限り短縮する方法を検討すること。また、事前準備についての市民の意識醸成につながる情報発信を行うこと。

⑩ AR防災学習アプリの利用促進について【有効性の視点】

AR防災学習アプリ「AR L o o k」について、ポイント制の付加など登録者・利用者数の増加につながる方策を検討すること。

⑪ 委託業務の履行確認について【合規性の視点】

委託業務については、仕様書に記載された業務が確実に履行されていることを確認し、委託業者への牽制を行うこと。

リスク評価チェックリスト

事前調査 R6.4.2						危機管理統括部
※出先職場には加算あり ※網掛けの数字は、監査でリスク発現が確認された項目						危機管理課
チェック項目：リスクを内在する事象		想定されるリスク	リスクの発生可能性の程度 評価指標	リスク発現時の被害又は影響の程度 評価指標	評点	
(1) 所属の 主要な 事務事 業	ア	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。 (許可、認可、給付費支給決定、使用料等の減免決定、税等の賦課決定、許可の取消し、免許の効力の停止等)	許認可等の事務が適切に行われないリスク	0 許認可等の事務なし 1 所属の主要な業務ではないが許認可等の事務あり 2 許認可等の事務が主要な業務	0	
	イ	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	1 内部統制は、基本的に目所属のみで行う 2 部内における内部統制に関わる業務を行っている 3 全庁的な内部統制に関わる業務を行っている		
(2) 収入事 務	ア	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。 (施設等使用料、保育料、市営住宅賃料、手数料等)	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	0 なし、又は、たまたま手数料等の徴収あり 1 所属の主要な業務ではないが、定期的にしている 2 主要な業務として毎月行っている	0	
	イ	滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	0 滞納債権なし 1 滞納債権 10 件未満 2 滞納債権 10 件以上		
(3) 現金等 管理	ア	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	0 扱っていない 1 週に 1 回未満 2 週に 1 回以上	1	
(4) 支出事 務	ア	歳出予算（給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く）の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	執行件数（1 件当たり 100 万円以上のもの（契約書の作成が必要なもの）） 1 10 件未満 2 10 件以上	6	
	イ	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 (負担金は研修負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 補助金等の予算なし 1 補助金等の予算 1000 万円未満、かつ運営費に対する補助金なし 2 補助金等の予算 1000 万円以上、または運営費に対する補助金あり		
	ウ	扶助費を支出しているか。	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 扶助費 予算なし 2 扶助費 予算あり		
(5) 契約事 務	ア	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	工事請負費、原課契約工事に係る契約の件数 0 なし 1 10 件未満 2 10 件以上	2	
	イ	事業者と業務委託の契約を締結しているか。 (施設管理業務委託、事業運営業務委託など)	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	委託件数 0 なし 1 5 件未満 2 5 件以上	4	
	ウ	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。（エに該当する契約を除く。）	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約の件数 0 なし 1 10 件未満 2 10 件以上	4	
	エ	指定管理者制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	指定管理者制度により管理している公の施設 0 なし 2 あり	0	
	オ	プロポーザルによる契約（企画提案型のものを含む。）又は特定の地域活動組織との継続的な契約（「プロポーザル等による契約」という。）を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	0 なし 2 あり	4	
(6) 財産管 理	ア	公有財産（土地・建物・工作物）を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	0 なし 2 あり	4	
	イ	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	0 なし 2 あり		
(7) 基金	ア	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	0 なし 2 あり	0	
(8) 情報管 理	ア	個人情報取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	1 個人情報の取り扱い件数が、概ね 100 件未満である 2 個人情報の取り扱い件数が、概ね 100 件以上である 3 個人情報の取り扱い件数が概ね 100 件以上で、外部事業者とデータのやり取りがある	6	
(9) 組織・人 員	ア	監査年度を含む過去 2 年以内に、組織変更、所管替え等があったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	0 なし 1 部署の変更（所管業務は変更なし） 2 主要業務の所管替えや組織変更に伴う所管業務の再編成あり	2	
	イ	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	1 3 年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の 50 % 以上 2 3 年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の 50 % 未満	4	
	ウ	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	0 年間時間外勤務 360 時間以上の職員なし 2 年間時間外勤務 360 時間以上の職員あり 3 厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員あり	6	
(10) その他	ア	毒物・劇物・危険物等の取り扱いがあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	0 毒物・劇物・危険物等を保管していない 2 毒物・劇物・危険物等を保管している	0	
合計点						53